

児童ポルノ排除対策ワーキングチームの設置について

平成 21 年 12 月 22 日
犯罪対策閣僚会議申合せ
平成 23 年 7 月 26 日
一 部 改 正
平成 27 年 12 月 8 日
一 部 改 正

- 1 児童ポルノが被害児童に深刻な影響を与え、青少年の健全な育成を阻害することから、関係省庁が連携し、児童ポルノの排除に向けた国民運動の実施等、児童ポルノを排除するための総合的な対策を検討・推進するため、「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。
- 2 ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣府副大臣
(青少年健全育成に関する事務を担当する内閣府副大臣が置かれず、内閣官房副長官が同事務に参画する場合は、当該内閣官房副長官)

構成員 内閣官房副長官補（内政）
内閣官房内閣審議官
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
警察庁生活安全局長
総務省総合通信基盤局長
法務省刑事局長
外務省総合外交政策局長
文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
経済産業省商務情報政策局長
- 3 ワーキングチームの庶務は、内閣官房、警察庁等関係省庁の協力を得て、内閣府において処理する。